

新型コロナウイルス ワクチン接種のお知らせ



(10月28日現在) ※最新情報は市HPをご覧ください。

▲市HP

ワクチンの接種間隔が短縮されました(12歳以上)

10月21日より、12歳以上の人の接種間隔が短縮されました。接種を予約する際には、前回接種からの接種間隔が、右記のとおり空いていることをご確認ください。なお、小児(5歳~11歳)の3回目接種は「2回目から5カ月」のまま変更ありません。



接種回数	今回接種予定のワクチン	前回接種からの接種間隔
3回目	オミクロン株対応(ファイザー社・モデルナ社)※1	3カ月
	ノババックス(武田社)	6カ月
4回目	オミクロン株対応(ファイザー社・モデルナ社)※1	3カ月
5回目	オミクロン株対応(ファイザー社・モデルナ社)※1	3カ月

※1 オミクロン株対応ワクチンの接種は1人1回までです。

※従来型ワクチンの追加接種(3回目・4回目)の接種間隔も3カ月になりました。なお、従来型ワクチンで4回目接種を受けられるのは、60歳以上の高齢者・基礎疾患のある人・医療従事者等に限られます。その他、各ワクチンの接種可能年齢等の詳細は、市HPをご確認ください。(モデルナとノババックスは18歳以上など)

乳幼児への接種が始まります

生後6カ月~4歳の乳幼児を対象に、新型コロナワクチンの接種が始まります。対象の人には、11月中旬に順次、接種券の発送を開始します。(白色の封筒)

対象者 生後6カ月~4歳の乳幼児 **ワクチンの種類** ファイザー(乳幼児用)
接種会場 個別医療機関 **接種する回数** 3回

接種する間隔 1回目接種後、通常3週間あけて2回目を接種。その後、8週間あけて3回目を接種。
 ※1回目の接種から3週間、2回目の接種から8週間を超えた場合には、出来る限り速やかに次回の接種を実施してください。
 ※他の予防接種を行う場合は、原則2週間後の同じ曜日の日以降に接種できます。(インフルエンザワクチンは同時接種できます)。
 対象者のうち早めに接種を受けたい人は、尾道市コールセンター(☎0570-001-297)もしくは右記QRコードの電子申請にて、接種券の早期発券を受付中です。



▲電子申請

間違い接種にご注意ください

新型コロナワクチンは、ワクチンの種類が増えたことで、接種可能な年齢や接種間隔等の条件が多様になっています。予約する際には、希望する種類のワクチンが、ご自身の状況(接種日時点の年齢や接種回数、間隔等)で接種可能なものか、ご確認ください。



- ※特に注意**
- **接種可能な年齢や回数は、ワクチンの種類によって異なります。**
 - ⊗ **間違い例** 接種する日時点での年齢が満17歳の人がモデルナワクチンで3回目を接種。60歳未満で、基礎疾患もなく医療従事者等でもない人が、従来型のワクチンで4回目を接種。
 - **前回接種の後、ワクチンごとに決められた接種間隔が経過したら、次の接種ができるようになります。**
 - ⊗ **間違い例** 7月1日に2回目を接種した後、6カ月経過前の11月30日にノババックスを接種。9月1日に3回目を接種した後、3カ月経過前の11月30日にオミクロン株対応ワクチンを接種。

問い合わせ先

- 接種の予約・ワクチンについて一般的なこと など
尾道市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
 ☎0570-001-297/土・日・祝日を含む 8:30~17:15
- 副反応やワクチンについて専門的なことや一般的なこと など
広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター
 ☎082-513-2847/土・日・祝日を含む 24時間対応

※聴覚障害等で電話やWEBでの相談、予約が難しい人は尾道市健康推進課までFAXにてご相談ください。(☎0848-24-1966)



くらしの窓

市からのお知らせ

法務局 大事な遺言書 預かります

遺言には、法律の専門家である公証人に依頼して作成してもらう公正証書遺言と、遺言者が自書して作成する自筆証書遺言があります。

法務局では、遺言者が自書した自筆証書遺言書を保管する制度を開始しています。皆さんの大切な財産を大切な人に確実に託す方法の一つとしてご利用ください。

保管申請の手続などは事前予約制により行っています。詳しくは、広島法務局HPか電話でお問い合わせください。

☎広島法務局尾道支局 (☎0848-23-2883)

令和6年4月から 相続登記が義務化されます

所有者が亡くなったのに相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主がわからず、災害の復興事業や取引が進められないなど、様々な問題が発生します。このような「所有者不明土地」を防ぐため、法改正により、令和6年4月1日から相続登記が義務化されることになりました。

■主な内容

新しい制度では、相続が原因で不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしないといけません。正当な理由もなく申請をしないときは、10万円以下の過料の適用対象となります。

※令和6年4月1日の施行日より前に発生した相続にも適用されます。この場合、施行日から3年以内に申請をする必要があります。

制度について詳しくは、広島法務局HPをご覧ください。お電話でもお問い合わせください。



広島法務局HP▶

☎広島法務局尾道支局 (☎0848-23-2882)



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



巨大地震を想定した市内一斉訓練を行います

11月20日(日)、南海トラフ巨大地震を想定した市内一斉訓練を行います。防災ラジオから地震に関する訓練放送が流れますが、慌てず落ち着いて行動してください。



訓練① 地震速報訓練(8:30頃)

緊急地震速報の訓練放送が流れます。地震の揺れから身を守る行動をとってください。



揺れから身を守る基本行動



ますひくく



あたまをまもり



うごかない

画像提供: 効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

訓練② 避難訓練(8:35頃)

津波についての避難情報の訓練放送が流れます。
 ● 町内会などで訓練時の集合場所が指定されている場合
 → 指定された場所へ避難してください。
 ● 訓練時の集合場所が指定されていない場合
 → 各自で安全な場所に避難してください。
 ※津波の影響を受けない地域にお住まいの人も、地震による家屋の被害や、地震以外の災害などが発生したことを想定して避難してください。



震源地が高知県沖であった場合、尾道市に津波が到達するまでに少なくとも3時間以上は要すると予測されています。3時間あれば何が出来るか考えてみてください。

調べてみましょう▶▶ 津波浸水想定区域



インターネット

高潮・津波災害ポータルひろしま



尾道市 総合防災マップ



☎総務課 (☎0848-38-9216)